平成２７年（フ）第１３５９号
北海道石狩郡当別町西町25番地７
債務者　成田　健一
1　決定年月日時　平成27年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１３６８号
札幌市手稲区西宮の沢３条２丁目５番29―203号
債務者　横濱　　徹
1　決定年月日時　平成27年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１３８７号
札幌市手稲区金山２条１丁目２番33号
債務者　岡崎　　学
1　決定年月日時　平成27年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１３８８号
札幌市手稲区金山２条１丁目２番33号
債務者　岡崎由紀子
1　決定年月日時　平成27年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１３９２号
札幌市豊平区平岸５条12丁目２番３―403号
債務者　工藤　健斗
1　決定年月日時　平成27年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１３９３号
札幌市西区琴似３条４丁目１番12―1505号
債務者　赤塚みゆき
1　決定年月日時　平成27年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１４０７号
札幌市東区本町２条２丁目１番５号　ＲＡＲＡ本町202号
債務者　野月　敬太
1　決定年月日時　平成27年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１４２３号
札幌市西区八軒５条西３丁目３番29―406号
債務者　倉部　玲宏
1　決定年月日時　平成27年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１４２６号
札幌市白石区東札幌２条４丁目６番23号　イーストレジデンス106号
債務者　長江　立美
1　決定年月日時　平成27年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１４３２号
北海道石狩郡当別町太美南1076番地147
債務者　澤田　　愛
1　決定年月日時　平成27年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１４５２号
札幌市東区北22条東18丁目４番18号　ラフォーレ33―101号
債務者　山田　和恵
1　決定年月日時　平成27年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４９号
北海道岩見沢市栗沢町越前670番地
債務者　瀬能　周二
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２７年（フ）第１０７号
北海道登別市幌別町６丁目26番地８
債務者　渡部　和子
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２７年（フ）第９５６号
さいたま市南区大字大谷口2435番地３　ベルソナージュⅡ　403
債務者　濱田　博之
1　決定年月日時　平成27年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第３９５号
埼玉県春日部市南３丁目10番31号
債務者　長谷川　明（旧姓白井）
1　決定年月日時　平成27年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第４０６号
埼玉県鶴ヶ島市大字五味ヶ谷39番地１　ラヴィドール鶴ヶ島507号
債務者　田中　照敏
1　決定年月日時　平成27年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第７９号
岐阜県多治見市小名田町６丁目289番地
債務者　加藤　統康
1　決定年月日時　平成27年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
岐阜地方裁判所多治見支部